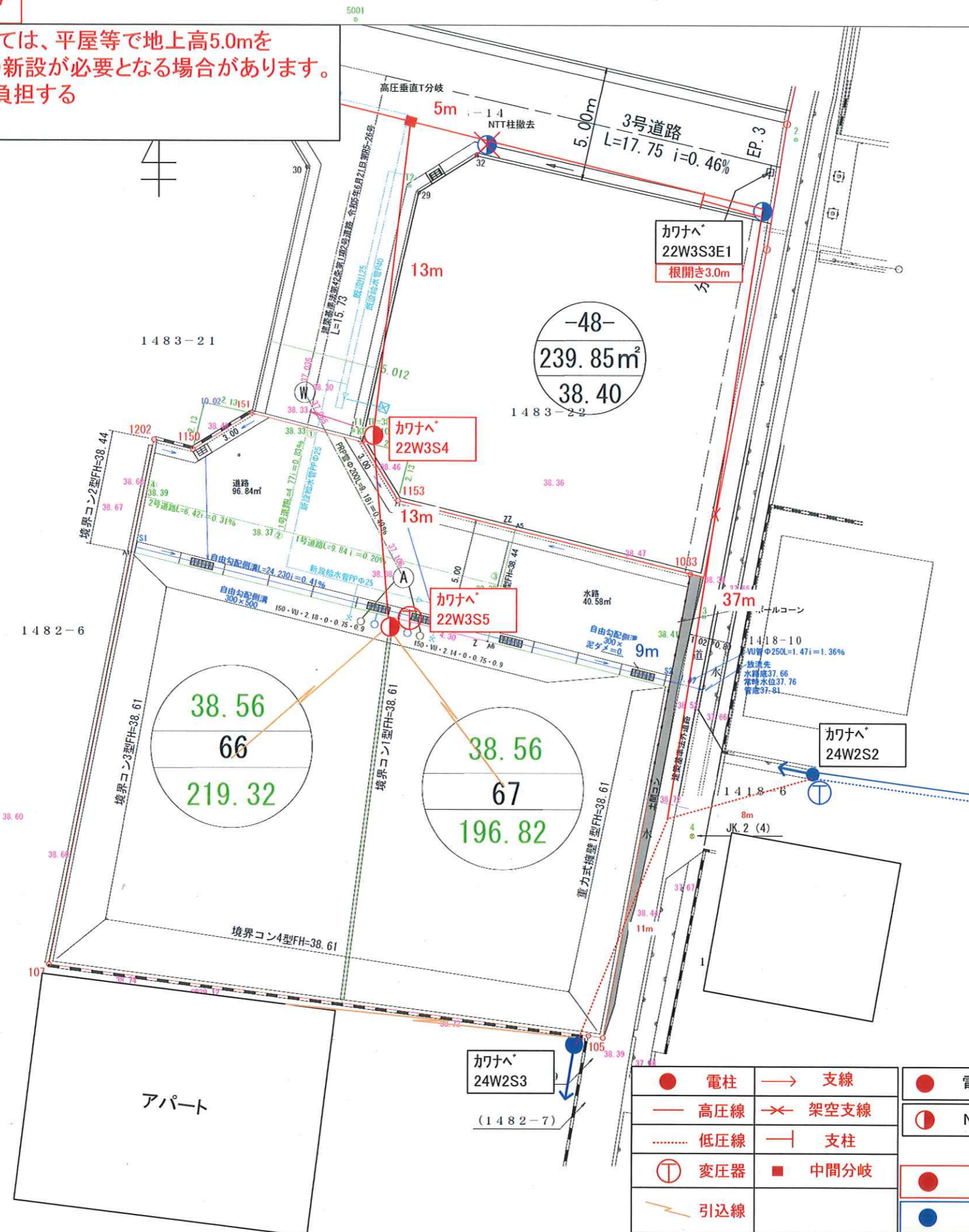


電柱配置図(最終)2025.11.27

※その他、引込線が道路横断となる場所については、平屋等で地上高5.0mを確保できない場合は、お客様側にて引込ポールの新設が必要となる場合があります。
 ※建柱後の電柱移設は申出者にて移設費用を負担する可能性があります。

凡 例	
	計画高
	区画番号
	面積
	流水方向
	泥だめ15cm グレーチングT14
	VU管φ150 1%以上
	L型側溝
	泥だめ15cm
	最終樹φ350 深さ0.9以下 VUφ150 i=1%以上
	土盛り0.6m 以下、 コンクリート保護
	給水管PP20 量水器
	水道管仕切弁
	1号マンホール T-14
	PRP管φ200
	最終樹φ200 深さ1.0以下 VUφ150 i=1%以上
	土盛り0.6m 以下、 コンクリート保護
	開発区域界



注) マンホールとPRP管の接続はマンホール可とう継手を使用すること。
 本管への接続は支管接続とする。
 管内排水の土盛りは20cm以上とする。
 管交差部分は10cm以上のクリアランスを確保すること。
 管又は水路が交差する場合、クリアランスを最低10cm以上確保する。
 取付管の勾配は1%以上とし、断面方向の接続位置は本管の中心線より上方とする。
 マンホールでの管きよ接続の削孔同士の間隔(残り代)は内面側で10cm以上確保する。
 開発協議は最終樹から一次放流先までである。
 街路樹の放流管は樹の角を穴あけしないこと、管を曲げないこと。
 予定建物の用途は(一戸建て住宅)とする。
 開発区域において構造物が無い前には境界線等の開発標識にて区域界の表示とする。
 本管上での取付間隔は1m以上確保すること。
 申請地内の高さの表記はIP表記である。
 電柱を位置指定道路内に設置しない。
 施工前に地下埋設物の確認を行うこと。
 本位置指定に隣接して本位置指定の完了公告日からみなし年数以内に開発行為を行う場合
 及び本位置指定の公共施設を変更する場合は、建築指導課と協議すること。
 30cm未満の高低差に用いる土留め壁は、審査対象外であるので設計者の判断による。
 位置指定道路に関係のない擁壁、境界コンは審査対象外である。

整理番号	第	号
道路等の位置 指定台帳 変更廃止		
告示番号	第	号
告示年月日	令和	年 月 日
指定番号	第	号
指定年月日	令和	年 月 日
指定道路の位置		
凡 例		
方位		既存道路
下水		予定する道路の位置
へい		既に指定された道路の位置
主要出入口		(指定年月日並に番号記入のこと)
井戸		変更・廃止される道路の位置
生垣		申請する道路の位置
予定建築物(用途を記入のこと)		用水路
既存建築物(用途を記入のこと)		側溝又は街
敷地界		
地番界		
市町村界		
行政町界		
都市計画街路		

- <注意>
- ① 申請の道路の幅員および長さの単位は「メートル」(小数点以下2位まで)とすること。
 - ② 附近見取図は地籍図と方位を一致させること。
 - ③ 図面は地籍図、附近見取図、標準横断面図、縦断面図、側溝、街渠構造図を記載すること。
 - ④ 図面はこの用紙を使用し、この用紙に記入できないときはその部分を別の用紙(リコピーで複写可能な用紙)に記入してください。記入については黒インキまたは墨汁等で記入すること。
 - ⑤ 捺印欄は記入しないこと

	電柱		支線		電力柱
	高圧線		架空支線		NTT柱
	低圧線		支柱		新設
	変圧器		中間分岐		既設
	引込線				

図書作成者 高松市仏生山町甲2130-1
 土地家屋調査士 岡野上 竜二 (印)
 住所・氏名 宅地建物取引士 二級建築士